

東京医療保健大学和歌山看護学部教授会規程

(趣 旨)

- 第1条 この規程は東京医療保健大学学則第56条の規定に基づき、東京医療保健大学和歌山看護学部教授会（以下「教授会」という）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1)学生の入学、卒業及び課程の修了。
 - (2)学位の授与。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び学科長(以下「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 教授会は、学部長、学科長、専任の教授をもって組織し、学長及び副学長（外部）は必要に応じて出席することができる。
- 2 教授会には、准教授その他の教員を加えることができる。
 - 3 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
 - 4 学部長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。
 - 5 教授会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した構成員の過半数をもって決するものとする。
 - 6 議長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者に出席を求めることができる。

(招集)

- 第4条 教授会は、学部長が招集する。
- 2 学部長は、教授会構成員の3分の1以上から請求のあった場合には、速やかに教授会を招集しなければならない。

(専門委員会)

- 第5条 教授会は、その構成員の一部の者をもって構成する専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は教授会で審議すべき事項の中で、教授会で必要と認められた事項を取り扱うものとする。

(事務)

- 第6条 教授会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。